

特定非営利活動法人エルフェンススポーツクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エルフェンススポーツクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県狭山市南入曽477-5NTT狭山入曽ビル別館に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は地域の幼児から老人、障害の有無に関わらずすべての地域住民に対し、サッカーを中心とした総合型地域スポーツクラブを通じ、健康、医療、語学、福祉、子育て支援ならびに地域交流、国際交流の普及と振興、育成に関する事業を行い、目標となる指導的立場としてのトップチームの育成・指導を含め、地域の方々の利益と健康の増進をはかり、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- ① まちづくりの推進を図る活動
- ② 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ③ 社会教育の推進を図る活動
- ④ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ⑤ 環境の保全を図る活動
- ⑥ 地域安全活動
- ⑦ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑧ 前項①から⑦に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① クラブ運営事業
- ② 各地区の活動拠点であるクラブハウス設置及び管理運営を行う事業
- ③ 各種スポーツ選手および指導者の育成事業
- ④ 各種スポーツ、リクリエーション振興事業
- ⑤ 各種スポーツ関連語学教育の振興事業
- ⑥ 健康、栄養、医療事業
- ⑦ 福祉の増進をはかる振興事業
- ⑧ 各種文化、芸術活動の推進事業
- ⑨ スポーツ周辺関連専門技術(トレーニング、栄養指導、技術指導、育成マネジメント、語学指導等)の振興事業

(2) その他の事業

- ① 書籍、飲食物、各種物品等の製作および販売事業
- ② スポンサーの募集、広告料の徴収

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、その他の事業から収益が生じた

場合は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 特別会員 この法人の運営に関わる専門知識を有する個人・団体
- (3) 一般会員 この法人が主催する教室、サークルに入会した個人またはその保護者
- (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を支援するために入会した企業、団体で正会員の資格を有しないもの。(広告協賛者・特志寄付者、後援会会員を含む)

(入会)

第7条 正会員は次に掲げる条件を備えなければならない。

- 1 この法人が行う各種活動に賛同していること。
- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認める時には、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めない時には、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 特別会員・賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。金額は総会にて決定される。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 会員が死亡又は消滅したとき
- (3) 継続して半年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至った時には、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

- 2 理事のうち理事長(1人)、副理事長(3人以下)とする。
- 3 理事及び監事は、正会員からなる総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表して、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときには、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は前任者又は現任者の残存期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき

(役員の報酬)

第18条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(会議の種類)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は正会員を持って構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務、報酬
- (6) 会員の除名
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 解散した場合の残余財産の処分
- (9) 長期借入金に関する事項
- (10) 事務局の組織に関する事項
- (11) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上のものから、会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第4号に基づき監事が召集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の場合には、請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、会議の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長はその総会において、出席した個人正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条1項第3号の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること。)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上の者から会議の目的を示して開催の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、理事会の日の5日前までに理事に通知しなければならない。但し、緊急の必要があるときには、期間を短縮することができ、又は理事全員の同意が得られたときには書面による通知を省略することができる。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事の表決権は平等なものとする。

2 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会における書面表決)

第 37 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者にあつてはその旨を付記すること。)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法に定めるところに従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、次の通り区分する。

- (1) 特定非営利活動に係わる会計
- (2) その他の事業に係わる会計

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることがで

きる。

(事業報告及び収支決算)

第 45 条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(年度終了後 3 ヶ月以内に、事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録を作成)

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金等)

第 46 条 この法人が、予算をもって定めるもののほか、資金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 47 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 48 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 解散のときに在する残余財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人又は民法第 34 条の規定により設立された法人のうちから、総会において選定した法人に帰属するものとする。

(合併)

第 49 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を得て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 雑則

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

(施行細則)

第 51 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事長 早乙女 秀雄

副理事長 石川 誠、関根 眞知子、國井 梢

理事 衛藤 英則、角田 正美、佐藤 仁威、高夾 聖一郎、菅野 和男、
田中 誠、田嶋 三郎太、寺川 芳男、碓井 弘子、小沢 万司、逸見 廣次

監事 吉川 一哉

3 この法人の設立当初役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成17年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員

①入会金 10000円

②年会費 10000円

(2)特別会員

①入会金 3000円以上

②年会費 無し

(3)一般会員

①入会金 100円以上

②月会費 3000円以上

(4)賛助会員

①入会金 無し

②年会費 3000円以上

上記は当法人の現行定款と相違ない。

平成30年9月30日

特定非営利活動法人エルフェンススポーツクラブ

理事 西山 裕彦